

第五章 雑則
第六章 罰則

「個人情報保護法」つ
てどんな法律？

執筆担当者

滝花 雄次

第一章から第三章ま
では、基本的な内容が
定められており、目的
や基本原則などの内容
となつてている。

随する活動のため
に個人情報を用い
る場合
・政治団体が政治活
動とそれに付随す
る活動のために個
人情報を用いる場
合

個人情報保護法の正
式な名称は、「個人情報
の保護に関する法律」
である。この法律は、
行政機関や民間の企業
に対し、個人情報を適
切に取り扱うことを義
務づけている。

企業が対象となつてお
り、個人情報取扱事業
者が守らなければなら
ない義務の規定、その
規定が適用除外される
場合、義務規定に違反
した場合の罰則等につ
いて定められている。

第六章には違反した
場合の罰則が規定され
ている。
個人情報保護法に違
反した場合、まず、そ
の企業の所管の省庁や
主務大臣が勧告をし、
その勧告に従わない場
合に違反を止めるよう
命令する、その命令に
従わない場合に、罰則
が科せられることとな
る。したがって、違反
をすると直ちに罰則が
科せられる訳ではない。

個人情報保護法は、
二〇〇三年五月に成立
し、準備期間を経て、
二〇〇五年四月一日か
らの施行より民間企業
でも実際の対応が求め
られる。

ここで、第五章に定
められている個人情報
保護法の適用が除外さ
れる場合について触れ
ておく。
・放送機関、新聞社、
通信社、その他の報
道機関が報道のた
めに個人情報を用
いる場合

者（人）に一ヶ月以上
六ヶ月以下の懲役また
は、一万円以上三十万
円以下の罰金、企業に
対しては一万円以上三
十万円以下の罰金が定
められている。

第一章 総則

・著述を業として行
う者が著述のため
に個人情報を用い
る場合

者（人）に一ヶ月以上
六ヶ月以下の懲役また
は、一万円以上三十万
円以下の罰金、企業に
対しては一万円以上三
十万円以下の罰金が定
められている。

第二章 国及び地方公
共団体の責務
等

・大学などが学術研
究のために個人情
報を用いる場合

者（人）に一ヶ月以上
六ヶ月以下の懲役また
は、一万円以上三十万
円以下の罰金、企業に
対しては一万円以上三
十万円以下の罰金が定
められている。

第三章 個人情報の保
護に関する施
策等

・宗教団体が宗教活
動としてそれにつ
随する活動のため
に個人情報を用い
る場合

者（人）に一ヶ月以上
六ヶ月以下の懲役また
は、一万円以上三十万
円以下の罰金、企業に
対しては一万円以上三
十万円以下の罰金が定
められている。

第四章 個人情報取扱
事業者の義務

・宗教団体が宗教活
動としてそれにつ
随する活動のため
に個人情報を用い
る場合

者（人）に一ヶ月以上
六ヶ月以下の懲役また
は、一万円以上三十万
円以下の罰金、企業に
対しては一万円以上三
十万円以下の罰金が定
められている。